

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険条例（平成17年東近江市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。